

# 仕様書（別紙）

調達物品及び構成詳細は下記のとおりとする。

（麻酔科）

1	超音波画像診断装置 Sonosite PX .....	1 式
1.1	超音波画像診断装置 Sonosite PX 本体 (L28845) .....	1 台
1.2	リニアプローブ (L12-3) (P29082) .....	1 本
1.3	高周波マイクロリニアプローブ (L19-5) (P29086) .....	1 本
1.4	PX スタンド (L29089) .....	1 台
1.5	PX 白黒プリンタ (キット付) (L25200) .....	1 台
1.6	USB バーコードスキャナ (L25250) .....	1 式

（腎臓内科）

2	超音波画像診断装置 Sonosite PX .....	1 式
2.1	超音波画像診断装置 Sonosite PX 本体 (L28845) .....	1 台
2.2	リニアプローブ (L12-3) (P29082) .....	1 本
2.3	コンベックスプローブ (C5-1) (P29083) .....	1 本
2.4	セクタープローブ (P5-1) (P29087) .....	1 本
2.5	PX スタンド (L29089) .....	1 台
2.6	PX 白黒プリンタ (キット付) (L25200) .....	1 台
2.7	USB バーコードスキャナ (L25250) .....	1 式

（接続費他）

3	接続費他 .....	1 式
3.1	8 ボードスイッチング HUB (GB) (AT-GS920/08) .....	1 式
3.2	Windows Client Access License (5CAL) .....	1 式
3.3	PACS-PX Storage 接続 .....	1 式
3.4	(ACC) MWM 接続 2 台分 .....	1 式

（IVIZ AIR）

4	IVIZ AIR .....	1 式
4.1	IVIZ AIR VER.4 リニアプローブ (417016282VA) .....	1 本
4.2	IVIZ AIR VER.4 大タブレット (16754380VA) .....	1 台
4.3	IVIZ AIR2 PV 穿刺 PLUS ライセンス (16760949VA) .....	1 式

- 4.4 IVIZ AIR2 マルチビューライセンス (16760987VA) .....1 式
- 4.5 IVIZ AIR 保守タブレット表示機 .....1 式
- 4.6 IVIZ AIR 保守 L15-10 プローブ.....1 本
  
- 5 保守契約内容
  - 5.1 5年サポート (IVIZ AIR 保守)
  - 5.2 部品全保障(電池除)
  
- 6 メーカー情報 富士フイルムメディカル株式会社/富士フイルム株式会社

以上

# 一般競争入札通知書

表記の件について、次のとおり通知いたします。

令和4年12月2日(金)

荒尾市病院事業管理者 大嶋 壽海

## ① 入札の概要等

(ア) 件名

汎用超音波画像診断装置の購入に係る一般競争入札

(イ) 納入期限

令和5年3月末日まで

(ウ) 物品の内容・特質・数量等

仕様書による

(エ) 納入場所

荒尾市民病院（麻酔科/腎臓内科）

## ② 参加資格要件等

参加資格要件は、以下のとおりとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。

(イ) 業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札参加資格審査事務処理要綱（平成24年告示第60号）第5条第1項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。

(ウ) 荒尾市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(エ) 荒尾市契約等における暴力団排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。

(オ) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。

(キ) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

③ 予定価格 非公表

④ 入札日時 令和4年12月12日(月) 11時00分から第三会議室

⑤ 入札への不参加

開始時刻に遅刻した者は入札に参加することができない。

⑥ 代理人の入札

入札を代理人が行う場合、代理人は入札開始前に委任状を提出しなければならない。

⑦ 入札の方法

(ア) 入札書に記載する入札金額については、購入物品等（仕様書内容のとおり）の一切の諸経費を含め、消費税および地方消費税にかかる課税事業者、免税事業者であるかを問わず、消費税を除いた金額を記載すること。また、詳細内訳を記した見積書を同封すること。

(イ) 郵便による入札は扱わない。

(ウ) 開札は、入札の終了後直ちに入札者立会いのうえ行う。

(エ) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、最低入札価格を発表し、再度入札に付す。但し入札回数は、原則として、3回を限度とする。なお、入札を行う者は、再度入札に備え、予め所要事項の記載及び押印済みの入札書を用意の上、入札に参加すること。

(オ) 入札及び再度入札において落札者がいないときは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき随意契約のための見積り合せを行うことがある。

(カ) 予定価格以下の最低価格をもって落札とする。

(キ) 落札者となるべき同価入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価入札をした者はくじを辞退することはできない。

(ク) 入札価格が予定価格に比し、著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがある。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開、打ち切り又は適当な指示を行うことができる。

⑧ 入札保証金及び契約保証金に関する事項

免除する。ただし、契約担当者が必要と認めたときはこの限りではない。

⑨ 前払い及び部分払い

前払い及び部分払いは行わない。

⑩ 無効の入札は次のとおりとする。

- (ア) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (イ) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (ウ) 記名・押印を欠く入札
- (エ) 金額を訂正した入札
- (オ) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (カ) 明らかに連合によると認められる入札
- (キ) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (ク) 2以上意思表示をした入札
- (ケ) 競争入札を執行する前に予定価格を公にした入札において、予定価格を上回る価格をもって申込をした物の入札
- (コ) その他入札に関する条項に違反した入札

⑪ 契約書の作成期限

落札決定後、5日以内とする。

⑫ その他必要事項

- (ア) 所定の入札書を使用すること。文字は黒インクまたは黒ボールペンを使用して、楷書で丁寧に書くこと。(各枠内に入るタイプ印刷または楷書のゴム印でも可)
- (イ) 一度提出した入札書は撤回することができない。
- (ウ) 落札者に入札金額の根拠となった見積内訳書の提出を求めるので、準備して入札に参加すること。見積内訳書は、機械本体、付属品等、詳細に記入すること。
- (エ) 申請書及び資料の作成及び申込にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (オ) 入札公告及び入札説明書等について疑義がある場合には、関係職員に予め説明を求めること。
- (カ) 入札書は、封筒に入れ封印し、同封筒に提出業者名、入札者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者の氏名)、宛名及び入札書在中と表記すること。
- (キ) 代理人又は腹代理人が入札する場合には、委任状を入札・開札時に持参し、提出すること。(入札書と同封しないこと)
- (ク) 入札者は受付用紙に押印する印鑑を持参すること。

入札参加資格に関する質問について  
荒尾市民病院 経営企画課用度係 担当：福山 大介  
電話：0968-63-1115（内線 522）  
E-mail：daisuke.28860@city.arao.lg.jp

# 物品購入契約書（案）

荒尾市民病院(以下「発注者」という)と、@@ (以下「受注者」という)とは、下記の内容にて物品購入契約を締結したので、その証しとして各々記名、押印し一部ずつ本書を所有するものとする。

- |                         |                                     |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 1 件名                    | 汎用超音波画像診断装置の購入                      |
| 2 品名、規格及び数量             | 超音波画像診断装置 Sonosite PX / IVIZ AIR 1式 |
| 3 納入場所                  | 荒尾市民病院 麻酔科/腎臓内科                     |
| 4 納入期限                  | 令和5年3月末日まで                          |
| 5 契約金額                  | 金@@円                                |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金@@円                                |
| 6 契約保証金                 | 免除                                  |

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、**仕様書**等（別冊の仕様書、図面、入札説明書及び入札説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする物品の購入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書記載の物品（以下「本物品」という。）を頭書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入し、発注者に引渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
  - 3 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、本物品を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 9 本契約締結後において消費税法が改定された場合、改定後の消費税率により計算するものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(対象機器)

第2条 目的となる本物品は、次の通りとする。

- (1) 一般名称：汎用超音波画像診断装置
- (2) 機器名称（販売名称）：超音波画像診断装置 **Sonosite PX / IVIZ AIR**
- (3) 製造販売業者：富士フイルムメディカル株式会社/**富士フイルム株式会社**
- (4) 医療機器認証番号：302ADBZI00086000/**301ABBZX00003000**

(契約代金)

第3条 本物品の契約代金の総額は金@@円（本体金額：金@@円 消費税額：金@@円）とする。

(納品)

第4条 受注者は、令和5年3月末日までに、本物品を熊本県荒尾市荒尾2600番地の荒尾市民病院 麻酔科/腎臓内科へ納入する。なお、納入に関する費用は、受注者の負担とする。

2 受注者は、本物品を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第5条 発注者は、前条の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いのうえ、仕様書等に定めるところにより、納入の検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(契約代金の支払い)

第6条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から1ヶ月以内に契約代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 発注者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣の決定する率で計算した遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(所有権)

第8条 本物品の所有権は、契約代金支払完了と同時に、発注者に移転する。

(一般的損害)

第9条 本物品の引渡し前に、本物品に生じた損害その他物品の納入に当たり生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(瑕疵担保)

第10条 発注者は、本物品に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めて取替等を請求し、又は取替等に代え若しくは取替等とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による取替等又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

(発注者または受注者の解約権)

第11条 発注者または受注者が、以下の各号のひとつに該当する場合は、発注者または受注者は書面による通知をもって、いつでも本契約を解除することができるものとする。

- (1) 発注者または受注者が本契約に違反したとき。
- (2) 発注者または受注者から、破産、会社更生、会社整理、民事再生、和議の申し立てがあったとき。または仮差押、仮処分、強制執行、支払停止の状態、銀行取引停止の状態になったとき。
- (3) 契約代金の支払いが1ヶ月以上滞ったとき。
- (4) 遵守しなければならない法令違反があったとき。

(違約金及び損害賠償)

第12条 発注者が第11条により契約を解除したときは、発注者は受注者に対して違約金を請求することができる。ただし、その解約原因が天災地変その他不可抗力等、受注者の責に帰することのできない事由により解約するときはこの限りでない。

- 2 受注者が第11条により契約を解除して受注者に損害が生じたときは、受注者は解約の日から起算して1ヵ月以内に文書をもって発注者に対し損害賠償を請求することができる。
- 3 前項1、2において、発注者受注者が損害賠償を行わない旨、同意した場合はこの限りではない。

(暴力団排除に関する解除)

第13条 受注者(受注者が共同企業体である時は、その構成員のいずれかの者)が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1号から5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 受注者が、1号から5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(6号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、発注者受注者協議して定めた額の違約金を相手方に支払うものとする。

#### (個人情報保護)

第14条 受注者は、発注者の業務の実施にあたり、個人情報の保護のため次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 受注者は、発注者が承諾したときを除き、本契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。
- (2) 受注者は、発注者の指示又は、承諾がある時を除き、本契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。契約が終了し又は、解除された後においても同様とする。
- (4) 発注者は、受注者が本契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時、報告を求めることができる。
- (5) 受注者は、本契約の業務に携わる者に対して、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による業務の実施に当たって個人の権利を侵害することのないように、教育を実施する。

#### (機密保持)

第15条 発注者は、本契約期間中はもとより期間後といえども、本契約の履行を通じて知り得た相手方当事者の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならず、また本契約の目的以外に使用してはならない。

#### (合意管轄)

第16条 本契約に関する紛争が起きた場合、その第一審裁判所は訴訟を提起する当事者の所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

#### (協議)

第17条 この契約条項の解釈その他疑義が生じたとき、又はこの条約事項に定めない事項

については、発注者受注者協議のうえ、円満なる解決を図る。

令和4年12月12日(月)

(発注者)

熊本県荒尾市荒尾 2600 番地

荒尾市民病院

病院事業管理者 大嶋 壽海

(受注者)

# 仕様書（別紙）

調達物品及び構成詳細は下記のとおりとする。

- |     |  |     |
|-----|--|-----|
| 1   | 超音波画像診断装置 Sonosite PX / IVIZ AIR（L28845） | 1 式 |
| 1.1 | あああ                                      | 1 台 |
| 1.2 | あああ                                      | 1 台 |
| 1.3 | あああ                                      | 1 台 |
| 2   | メーカー情報 富士フイルムメディカル株式会社/富士フイルム株式会社        |     |

以上

令和4年12月2日(金)

お取引先様

荒尾市民病院  
用度係 福山 大介

契約書郵送のお知らせ

拝啓、時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。  
日頃から格別のご協力頂き、つねづね感謝している次第でございます。  
汎用超音波画像診断装置に係る契約書を同封しております。  
お忙しいなか恐縮ですが、ご精査のほど宜しく願いいたします。  
なお、当院返送分については収入印紙の添付及び割印をお願いいたします。

問い合わせ先

〒864-0041 熊本県荒尾市荒尾 2600 番地

電話 (0968) 63-1115 (代表)

FAX (0968) 63-1189

担当 用度係 福山 (内線 522)

令和4年12月2日(金)

所属長様

おつかれさまです。

納品のありました汎用超音波画像診断装置（商品名：超音波画像診断装置 Sonosite PX /  
IVIZ AIR）について、検収調書への記名捺印をお願いします。

（記名部分は検収責任者氏名欄です）

加えて、同封しております備品シールを該当物品への添付もお願いします。

記載していただきました検収調書は返却をお願いします。

ご対応よろしくをお願いします。

用度 福山（内線 522）

上田部長・長谷課長

## 納品報告

下記の機器の納品日が決まりましたので、報告いたします。

機器名：超音波画像診断装置 Sonosite PX / IVIZ AIR（一般名：汎用超音波画像診断装置）

納品予定日：令和3年9月23日(木)

納品場所：麻酔科/腎臓内科

以上